

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律案要綱

第一 制定の趣旨

社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（以下「協定」という。）を実施するため、日本国及びアメリカ合衆国の両国において就労する者等に関する医療保険制度及び年金制度について、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国民年金法、厚生年金保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法の特例その他必要な事項を定めること。

第二 社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律の要点

一 健康保険法関係

健康保険の適用事業所に使用される者であつて次に掲げるものは、健康保険の被保険者としなないこと。

(第三条第一項関係)

1 日本国の領域内において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるもの。

2 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

二 船員保険法関係

船員法第一条に規定する船員として船舶所有者に使用される者であつて、アメリカ合衆国の船舶において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者であつて政令で定めるものは、船員保険の被保険者としないこと。(第四条第一項関係)

三 国民健康保険法関係

市町村又は特別区の区域内に住所を有する者であつて次に掲げるものは、国民健康保険の被保険者としないこと。(第五条第一項関係)

1 日本国の領域内において就労し、かつ、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用

を受ける者であつて政令で定めるもの。

2 アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

3 1に該当する者等の配偶者又は子であつて政令で定めるもの。

四 国民年金法関係

1 日本国内に住所を有する者であつて次に掲げるものは、国民年金の被保険者としないこと。（第六

条第一項関係）

(1) 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

(2) アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

(3) (1)に該当する者等の配偶者又は子であつて政令で定めるもの。

2 合衆国保険期間を有する者が、老齢基礎年金又は遺族基礎年金の受給資格要件たる期間を満たさな

い場合、その者の合衆国保険期間を合算対象期間等に算入すること。（第八条第一項関係）

3 合衆国保険期間を有する老齢厚生年金又は退職共済年金の受給権者の配偶者について、当該受給権者がその者の配偶者に係る老齢基礎年金の振替加算等の加算資格要件たる期間等を満たさない場合、当該受給権者の合衆国保険期間を考慮すること。（第八条第二項関係）

4 合衆国保険期間を有する者が、障害基礎年金又は遺族基礎年金の納付要件を満たさない場合、その者の合衆国保険期間を考慮すること。（第九条関係）

5 協定第六条3(a)に規定する条件（以下「合衆国納付条件」という。）に該当する初診日（以下「特例初診日」という。）のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において保険料納付済期間を有するものは、障害基礎年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該特例初診日において国民年金の被保険者であつたものとみなすこと。（第十条第一項関係）

6 保険料納付済期間等を有する者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合は、遺族基礎年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、国民年金の被保険者が死亡したものとみなすこと。（第十一

条関係）

7 3の特例により支給する老齢基礎年金の振替加算等の額は、国民年金法による額を、加算の資格要件たる期間に対する被用者年金被保険者等であった期間の比を乗じて得た額等とすること。（第十二条第一項及び第二項関係）

8 4から6までにより支給する障害基礎年金又は遺族基礎年金の額は、国民年金法による額を、(1)に掲げる期間の月数と(1)から(3)までに掲げる期間の月数を合算した月数とで按分した、次の計算式による額とすること。（第十四条第一項から第三項まで及び第十五条第一項から第三項まで関係）

$$\text{圓} \times \frac{\text{(1)の期間の月数}}{\text{(1) + (2) + (3)の期間の月数}}$$

(1) 保険料納付済期間等。

(2) 昭和三十六年四月一日以後の期間（(1)の期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）。

(3) 合衆国保険期間であつて政令で定めるもの。

9 この法律により支給する国民年金法による給付等の額が、他の国との間の社会保障協定を実施する

ための法律（以下「他の特例法」という。）の規定により支給する国民年金法による給付等の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定により支給する国民年金法による給付等の額に相当する額とすること。（第十六条関係）

五 厚生年金保険法関係

1 厚生年金保険の適用事業所に使用される者であつて次に掲げるものは、厚生年金保険の被保険者としないこと。（第十八条第一項関係）

(1) 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

(2) アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

(3) アメリカ合衆国の船舶において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

2 合衆国保険期間を有する者が、老齢厚生年金、遺族厚生年金、老齢厚生年金の加給、遺族厚生年金

の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件たる期間を満たさない場合、その者の合衆国保険期間を厚生年金保険の被保険者期間等に算入すること。（第十九条関係）

3 合衆国保険期間を有する者が、障害厚生年金又は遺族厚生年金の納付要件を満たさない場合、その者の合衆国保険期間を考慮すること。（第二十条関係）

4 特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において厚生年金保険の被保険者期間を有するものは、障害厚生年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該特例初診日において厚生年金保険の被保険者であつたものとみなすこと。（第二十一条第一項関係）

5 厚生年金保険の被保険者期間を有する者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合は、遺族厚生年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、厚生年金保険の被保険者が死亡したものとみなすこと。（第二十二条第一項関係）

6 2の特例により支給する老齢厚生年金の加給、遺族厚生年金の中高齢寡婦加算等の額は、厚生年金保険法等による額に、加算の資格要件たる期間に対する厚生年金保険の被保険者期間の比を乗じて得た額とすること。（第二十三条第一項及び第二項関係）

7 3から5までの特例により支給する障害厚生年金又は遺族厚生年金の額は、厚生年金保険法による額を、(1)に掲げる期間の月数と(1)から(3)までに掲げる期間の月数を合算した月数とで按分した、次の計算式による額とすること。ただし、(1)に掲げる月数が三百月以上である場合には、この特例を適用しないこと。(第二十四条及び第二十五条関係)

$$\text{厚生年金保険法による額} \times \frac{\text{(1)の期間の月数}}{\text{(1) + (2) + (3)の期間の月数}}$$

- (1) 被用者年金制度の被保険者等であったすべての期間。
- (2) 昭和三十六年四月一日以後の期間(1)の期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。
- (3) 合衆国保険期間であつて政令で定めるもの。

8 この法律により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額が、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定により支給する厚生年金保険法による保険給付等の額に相当する額とすること。(第二十七条

関係)

六 国家公務員共済組合法関係

1 国家公務員共済組合法（以下「国共済法」という。）の規定は、国共済法に規定する職員のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しないこと。ただし、政令で定める者に対する国共済法の短期給付に関する規定の適用については、この特例を適用しないこと。（第二十九条関係）

2 合衆国保険期間を有する者が、国共済法による退職共済年金、遺族共済年金、退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない場合、その者の合衆国保険期間を国家公務員共済組合の組合員期間等に算入すること。（第三十条第一項関係）

3 特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において国家公務員共済組合の組合員期間を有するものは、国共済法による障害共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該特例初診日において国家公務員共済組合の組合員であつたものとみなすこと。

(第三十一条第一項関係)

4 国家公務員共済組合の組合員期間を有する者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合は、国共済法による遺族共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、国家公務員共済組合の組合員が死亡したものとみなすこと。(第三十二条第一項関係)

5 2の特例により支給する国共済法による退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の額は、国共済法による額に、加算の資格要件である期間に対する国家公務員共済組合の組合員期間の比を乗じて得た額とすること。(第三十三条第一項及び第二項関係)

6 3又は4の特例により支給する国共済法による障害共済年金又は遺族共済年金の額は、国共済法による金額のうち職域加算額以外の金額(1)に掲げる月数が三百月未満である場合には、(1)に掲げる期間の月数と(1)から(3)までに掲げる期間の月数を合算した月数とで按分した、次の計算式による額)とすること。(第三十四条及び第三十五条関係)

$$\text{国共済法による額} \times \frac{\text{(1)の期間の月数}}{\text{(1) + (2) + (3)の期間の月数}}$$

(1) 被用者年金制度の被保険者等であつたすべての期間。

(2) 昭和三十六年四月一日以後の期間（(1)の期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）。

(3) 合衆国保険期間であつて政令で定めるもの。

7 この法律により支給する国共済法による長期給付等の額が、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定により支給する国共済法による長期給付等の額に相当する額とすること。（第三十七条関係）

七 地方公務員等共済組合法関係

1 地方公務員等共済組合法（以下「地共済法」という。）の規定は、地共済法に規定する職員等のうち、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受ける者には、適用しないこと。ただし、政令で定める者に対する地共済法の短期給付に関する規定の適用については、この特例を適用しないこと。（第四十一条関係）

2 合衆国保険期間を有する者が、地共済法による退職共済年金、遺族共済年金、退職共済年金の加給、

遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない場合、その者の合衆国保険期間を地方公務員共済組合の組合員期間等に算入すること。（第四十二条第一項 関係）

3 特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において地方公務員共済組合の組合員期間を有するものは、地共済法による障害共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該特例初診日において地方公務員共済組合の組合員であつたものとみなすこと。

（第四十三条第一項関係）

4 地方公務員共済組合の組合員期間を有する者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合は、地共済法による遺族共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、地方公務員共済組合の組合員が死亡したものとみなすこと。（第四十四条第一項関係）

5 2の特例により支給する地共済法による退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の額は、地共済法による額に、加算の資格要件である期間に対する地方公務員共済組合の組合員期間の比を乗じて得た額とすること。（第四十五条第一項及び第二項関係）

6 3又は4の特例により支給する地共済法による障害共済年金又は遺族共済年金の額は、地共済法による金額のうち職域年金相当部分以外の金額（(1)に掲げる月数が三百月未満である場合には、(1)に掲げる期間の月数と(1)から(3)までに掲げる期間の月数を合算した月数とで按分した、次の計算式による額）とすること。（第四十六条及び第四十七条関係）

$$\text{地共済法による額} \times \frac{\text{(1)の期間の月数}}{\text{(1) + (2) + (3)の期間の月数}}$$

- (1) 被用者年金制度の被保険者等であつたすべての期間。
- (2) 昭和三十六年四月一日以後の期間（(1)の期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）。
- (3) 合衆国保険期間であつて政令で定めるもの。

7 この法律により支給する地共済法による長期給付等の額が、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定により支給する地共済法による長期給付等の額に相当する額とすること。（第四十九条関係）

八 私立学校教職員共済法関係

1 私立学校教職員共済法（以下「私学共済法」という。）の規定は、私学共済法に規定する教職員等のうち、次に掲げるものには適用しないこと。ただし、政令で定める者に対する私学共済法の短期給付に関する規定の適用については、この特例を適用しないこと。（第五十四条第一項関係）

(1) 日本国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

(2) アメリカ合衆国の領域内において就労する者であつて、協定第四条の規定により合衆国費用負担法令の規定の適用を受けるもの。

2 合衆国保険期間を有する者が、私学共済法による退職共済年金、遺族共済年金、退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の受給資格要件又は加算の資格要件である期間を満たさない場合、その者の合衆国保険期間を私学共済法に規定する加入者期間等に算入すること。（第五十五条第

一項関係）

3 特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において私学共

済法に規定する加入者期間を有するものは、私学共済法による障害共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、当該特例初診日において私立学校教職員共済制度の加入者であったものとみなすこと。（第五十六条第一項関係）

4 私学共済法に規定する加入者期間を有する者の死亡した日が合衆国納付条件に該当する場合は、私学共済法による遺族共済年金の支給要件を定めた規定の適用に当たり、私立学校教職員共済制度の加入者が死亡したものとみなすこと。（第五十七条第一項関係）

5 2の特例により支給する私学共済法による退職共済年金の加給、遺族共済年金の中高齢寡婦加算等の額は、私学共済法による額に、加算の資格要件である期間に対する私学共済法に規定する加入者期間の比を乗じて得た額とすること。（第五十八条第一項及び第二項関係）

6 3又は4の特例により支給する私学共済法による障害共済年金又は遺族共済年金の額は、私学共済法による金額のうち職域加算額以外の金額（(1)に掲げる月数が三百月未満である場合には、(1)に掲げる期間の月数と(1)から(3)までに掲げる期間の月数を合算した月数とで按分した額）とすること。（第

五十九条及び第六十条関係）

$$\text{私学共済法による額} \times \frac{\text{(1)の期間の月数}}{\text{(1) + (2) + (3)の期間の月数}}$$

(1) 被用者年金制度の被保険者等であつたすべての期間。

(2) 昭和三十六年四月一日以後の期間（(1)の期間並びに二十歳に達した日の属する月の前月までの期間及び六十歳に達した日の属する月以後の期間を除く。）。

(3) 合衆国保険期間であつて政令で定めるもの。

7 この法律により支給する私学共済法による長期給付等の額が、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額より低いときは、この法律の規定にかかわらず、他の特例法の規定により支給する私学共済法による長期給付等の額に相当する額とすること。（第六十二条関係）

九 被用者年金各法の規定による給付に係る調整

1 この法律の規定により同時に二以上の老齢厚生年金の加給又は共済年金各法による退職共済年金の加給の支給を受けることができる者については、その額が最も高い一の加給を支給し、その間、他の加給の支給を停止すること。（第六十六条関係）

2 特例初診日のある傷病による障害を有する者であつて、当該障害に係る障害認定日において二以上の被用者年金制度の被保険者等であつた期間を有するものは、当該障害認定日前の直近の被用者年金制度の被保険者等であつた期間等のみを有するものとみなして障害厚生年金等に係る特例を適用すること。（第六十七条関係）

3 死亡した日が合衆国納付条件に該当する者等であつて、当該死亡した日において二以上の被用者年金制度の被保険者等であつた期間を有するものは、当該死亡した日前の直近の被用者年金制度の被保険者等の資格を喪失した日の前日における被用者年金制度の被保険者等であつた期間のみを有するものとみなして遺族厚生年金等に係る特例を適用すること。（第六十八条関係）

4 この法律の規定により同時に同一の死亡を支給事由とする二以上の遺族厚生年金の中高齢寡婦加算又は共済年金各法による遺族共済年金の中高齢寡婦加算の支給を受けることができる者については、その額が最も高い一の中高齢寡婦加算を支給し、その間、他の中高齢寡婦加算の支給を停止すること。（第六十九条第一項関係）

十 その他

1 合衆国年金の申請等を行おうとする者は、当該合衆国年金の申請に係る文書を社会保険庁長官等に提出することができること。（第七十一条第一項関係）

2 社会保険庁長官等は、厚生年金保険法の被保険者等に関する情報を、当該情報の本人又はその遺族の権利義務に係る協定の規定の実施に必要な限度において、合衆国の権限のある当局又は合衆国実施機関に提供することができること。（第七十二条第一項関係）

第三 施行期日等

一 この法律は、協定の効力発生日から施行すること。ただし、次に掲げる事項は、それぞれ次に定める日から施行すること。（附則第一条関係）

1 四の1 この法律の公布の日

2 四の2から4まで それぞれに掲げる法律の公布の日又はこの法律の公布の日のいずれか遅い日

二 この法律の施行に関し必要な経過措置等を定めること。（附則第二条から第三十八条まで関係）

三 社会保障に関する日本国とドイツ連邦共和国との間の協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に

関する法律について、この法律の施行に関し必要となる所要の規定の整備等を行うこと。（附則第三十

九条関係）

四 この法律について、次に掲げる法律の施行に関し必要となる所要の規定の整備等を行うこと。（附則

第四十条から第四十三条関係）

- 1 行政機関の保有する個人情報に関する法律等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律
- 2 国民年金法等の一部を改正する法律
- 3 国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律
- 4 私立学校教職員共済法等の一部を改正する法律